

松本市公告第296号

松本市母子父子寡婦福祉資金未収金整理業務を実施する者を公募型プロポーザルにより募集します。

令和8年8月6日

松本市長 臥雲 義尚



1 公募型プロポーザルに付す事項

(1) 業務名

松本市母子父子寡婦福祉資金未収金整理業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

上記期間中の業務が適正に履行されている場合においては、松本市及び受託者の合意により、契約開始日より最長3年間、委託契約を締結できるものとする。

(4) 業務場所

受託者事務所内他

(5) 提案上限報酬率

回収した債権額の18%（消費税及び地方消費税を含まない）

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格

公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者としします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4又は松本市財務規則（昭和3年規則第10号）第104条の規定に該当しないこと。

イ 公告の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。

ウ 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではないこと。

エ 松本市製造の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成29年3月31日訓令甲第10号）の規定による指名停止処分を受けていないこと。

オ 国及び他の地方公共団体において指名停止処分を受けていないこと。

カ 松本市の入札参加資格を有していない場合は、国税及び地方税に滞納がなく、社会保険等に加入していること。

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒390-8620 松本市丸の内3番7号 松本市こども福祉課相談・支援担当

TEL：0263-33-4767（直通）

FAX：0263-36-9119

E-mail：kodomo-f@city.matsumoto.lg.jp

(2) 実施要領等の入手方法

松本市こども福祉課HPから入手する。

(3) プロポーザル参加表明書

ア 提出受付期間

令和8年8月6日（木）～令和8年8月26日（水） 午後5時必着

イ 提出場所

(1)に同じ

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

担当部署に持参（土・日曜日、祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

オ 提案資格

審査委員会による提案資格確認、参加表明書の審査により選出された者には、企画提案書の提出について通知する。

(4) 提案書等の提出

ア 提案書受付期間

令和8年8月27日（木）～令和8年9月25日（金） 午後5時必着

イ 提出場所

(1)に同じ

ウ 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

エ 提出方法

担当部署に持参（土・日曜日、祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送にて提出すること。

4 評価の手続及び契約候補者の特定

- (1) 提出された提案書等について、「松本市母子父子寡婦福祉資金未収金整理業務プロポーザル審査委員会」において評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

(2) 第1次審査（書類審査）

ア 開催日

令和8年9月30日（水）

(3) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施）

ア 開催日

令和8年10月7日（水）

詳細については、別途通知する。

5 注意事項

(1) 提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

(3) 次に該当する提案は、無効とする。

ア 本公告に示した提案資格を有しない者の提案

イ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ 提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位

本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(2) その他詳細は、「松本市母子父子寡婦福祉資金未収金整理業務委託プロポーザル実施要領」による。